

学校体育関係全国大会等出場激励金支給基準

新潟市教育委員会

1 目的

市内の中学校及び中等教育学校前期課程の在籍者が全国大会等の出場権を獲得した場合は、一層の活躍を期して激励金を贈呈する。

2 贈呈内容

(1) 中学校教育の一環として実施される次の大会に参加する選手等に対して、別紙「支給基準表」により激励金を贈呈する。

- ① 新潟県中学校総合体育大会
- ② 北信越中学校総合体育大会
- ③ 全国中学校総合体育大会

※ 選手等とは大会に登録される正規選手及びマネージャーをいう

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成13年1月1日から適用する。

(黒埼町の編入に伴う特例)

2 黒埼中学校に在籍する者に対しては、平成16年3月31日までの間、第2項第1号の規定にかかわらず、参加する選手等の旅費・宿泊費の全額及び参加費を贈呈する。

(合併12市町村の編入に伴う特例)

3 合併12市町村のうち、白根地区、小須戸地区、横越地区、亀田地区、西川地区、味方地区、潟東地区、月潟地区、中之口地区の小・中学校に在籍する者に対しては、3年間に限り、第2項第1号の規定にかかわらず、出場するメンバーの交通費・宿泊費の全額及び参加費を交付する。

附 則

この基準は、平成17年3月21日から適用する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成19年6月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から適用する。

中学校体育関係全国大会等出場激励金支給基準表

| No. | 大会会場市町村等 | 支給金額（円） |
|----------------|------------------|-----------------|
| 1 県大会 | | |
| 1 | 佐渡市 | 6,000 |
| 2 | 上越市・糸魚川市・妙高市 | 6,000 |
| 3 | 魚沼市・南魚沼市・南中北魚沼郡 | 6,000 |
| 4 | 上記地域と新潟市を除いた地域 | 2,000 |
| 5 | 新潟市 | 0 |
| 2 北信越大会 | | |
| 1 | 北信越全県(新潟県を除く) | 12,500 |
| 2 | 新潟県内 | 県大会激励金支給額の例による額 |
| 3 全国大会 | | |
| 1 | 北海道 | 42,000 |
| 2 | 東北 | 19,000 |
| 3 | 関東 | 17,000 |
| 4 | 北信越(県内開催は県大会支給額) | 16,000 |
| 5 | 東海 | 30,000 |
| 6 | 近畿 | 33,000 |
| 7 | 中国 | 35,000 |
| 8 | 四国 | 35,000 |
| 9 | 九州 | 48,000 |